

総合施設に係る幼児教育部会及び児童部会における議論の概要

下線箇所は、両部会で意見の相違点があるなど論点となる部分

<参考>

	幼児教育部会における意見	児童部会における意見	現行の幼稚園制度	現行の保育所制度
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近年の子どもの育ちの課題の顕在化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や地域の教育力の低下の課題</li> <li>・子どもの育ちの視点が重視されてこなかった課題</li> </ul> </li> <li>○ 近年の子育て支援は、ややもすれば安易に施設への依存を高めさせる「育児の外部化」の傾向</li> <li>○ 幼保一体化施設であっても行政の所管が異なることによる事務の煩雑化・非効率化の指摘</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 親が十分な子育てができないという意味での「保育に欠ける」状況が存在。</li> <li>◇ 家庭の子育て力が低下する中、保育に欠けない3歳未満児の子育て支援が手薄で、子育てが不安定化している。これらの者の社会的養育をどう考えるかが課題。</li> </ul>		
意義・理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>幼児教育の機会の拡大</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習の始まりとしての幼児教育の提供</li> </ul> </li> <li>○ 「親の育ち」のための子育て支援の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・親の育児の肩代わりではない、「親と子が共に育つ」<u>幼児教育の一貫として子育てを支援。</u></li> </ul> </li> <li>○ 幼稚園・保育所などを巡る諸課題の解決</li> <li>○ ・地域の実情に応じた柔軟な取組を可能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の縦割りの弊害の是正</li> <li>・小学校との連携を重視</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>子どもの育ちを支える、次世代育成支援に資するという観点から検討することが必要。</u></li> <li>◇ <u>総合施設は、3歳未満児やパートの親のニーズ、幼児教育のニーズを満たすものであるべき。</u></li> <li>◇ 現在、地域では、親の就労の有無によって、子ども集団が分断されるという事態が生じており、子育て支援を通じた地域のつながりの構築も必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<u>幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること</u>」 (学校教育法第77条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<u>日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること</u>」 (児童福祉法第39条)</li> </ul>
性格・基本的機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>総合施設は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児教育の観点を基本としたものとすべき。</u> 規制改革や地方分権等の観点にも一定の配慮。</li> <li>○ 教育的視点から、親の育児力向上のための子育て支援を行う。 ・安易な施設への依存を高める「育児の外部化」につながる制度設計は避けるべき。</li> <li>○ 総合施設は、既存の幼稚園・保育所の機能を活用する等、多様な形態を認める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>親子を対象に子育て支援をすることが重要。</u>親だけで子どもの育児をしている現状が異常であり、児童虐待も社会問題化している中において、積極的に親支援を行うべき。</li> <li>◇ <u>機能として、家庭養育の補完を行うという発想から、家庭の育児力の向上を図るという考え方への発展が必要。</u></li> <li>◇ <u>親育ちなど新しい機能を付与するためには、研修を充実強化すべき。</u>そうすれば、総合施設において、親子と予防的関わりができ、児童相談所と連携し、虐待予防の機能を果たすことも可能。</li> <li>◇ <u>地域の子育て家庭の多様なニーズに応えるという機能が重要である。</u></li> <li>◇ <u>総合施設は、保育所・幼稚園の機能に加え、子育てのネットワーク機能、コーディネート機能を兼ね備えたものというイメージ。</u></li> <li>◇ <u>総合施設は、児童相談所や保健センターなどと連携し、重層的な支援を行うことが必要。</u></li> <li>◇ <u>総合施設に來ない層、來られない層をケアするため、ソーシャルワーク機能を持たせることが必要。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の就労等により保育に欠ける乳児又は幼児等を保育する児童福祉施設</li> </ul>

	幼児教育委員会における意見	児童委員会における意見	現行の幼稚園制度	現行の保育所制度
対象者と利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3～5歳児を主たる対象とし、<u>地域の実情に応じ低年齢児も対象可能とする。</u></li> <li>○ 発達段階に応じた幼児教育・保育の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・3～5歳児は、4時間を標準とする幼稚園教育を基本とした幼児教育を提供。</li> <li>・希望者には、教育時間終了後(午後)に、家庭的雰囲気の中での4時間を標準とする教育活動である「<u>預かり保育</u>」を実施。</li> </ul> </li> <li>○ 「親の子育て力向上」のための子育て支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳児は、<u>教育的視点から「親と子が共に育つ場」、短時間保育、親子登園、異年齢交流の機会の提供など実施。</u>(「保育に欠ける子」の保育は、引き続き保育所がその役割を担うことを原則。)</li> </ul> </li> <li>○ 保育所のように「保育に欠ける」要件を設けない。</li> <li>○ 保護者と施設との直接契約 <ul style="list-style-type: none"> <li>・真に保育が必要な低年齢児については、保育所との適切な役割分担のもと、市町村が入所の優先順を決定する等の留意が必要。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>対象は親子にし、親と子が共に利用できる施設にすべき。</u></li> <li>◇ <u>子どもは0～5歳児を対象にすべき。</u>集団保育が可能か否かという観点のみならず、異年齢児と一緒に過ごす社会的教育効果も重要。</li> <li>◇ <u>すべての子どもに一定時間の保育を保障すべき。</u></li> <li>◇ <u>障害のある子どもが利用できるよう配慮すべき。</u></li> <li>◇ <u>利用者が施設に対して意見が言えるようにするため、利用者として施設が向き合う直接契約が望ましい。</u>ただし、市町村が要保育認定を行うなど一定の配慮が必要。</li> <li>◇ <u>配慮が必要な親子を排除しないよう、保育所と同様、サービス利用の応諾義務を課すことが必要。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者は満3歳から就学前の幼児</li> <li>○ 保護者と幼稚園設置者の契約により入園</li> <li>○ 開園時間は4時間を標準として各園で定める ※預かり保育を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者は0歳から就学前の幼児</li> <li>○ 保護者と市町村の契約により入所 (設置主体に関わらず、市町村に保育の実施義務がある)</li> <li>○ 開所時間は11時間を原則とし、保育所長が定める ※延長、一時保育を実施</li> </ul>
教育・保育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3～5歳児は、<u>幼稚園教育要領に基づく教育</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>同年齢の集団による学級編制</u></li> <li>・<u>4時間を標準とした教育時間(コア時間)の確保</u></li> <li>・<u>異年齢交流の実施等</u></li> </ul> </li> <li>○ 0～5歳児までのカリキュラム指針を策定するかどうかは更に検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>幼稚園では、カリキュラムの充実や指導方法の充実が求められており、総合施設においてもその点を意識すべき。</u></li> </ul>	○ 幼稚園教育要領	○ 保育所保育指針
設置基準 (職員配置・施設設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育・保育の実施上最低限必要になる基準と備えることが望ましい基準とに区分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>具体的内容は更に検討</u></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>子どもの生活の場であるということを念頭に置いた調理室等の基準設定が必要。</u></li> <li>◇ <u>幼稚園・保育所の現行の基準では十分といえないところもあり、それを検証した上で、総合施設の基準を検討すべき。</u></li> <li>◇ <u>子育て支援は、保育者が空いた時間でやるのは無理であり、専任者が必要。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1学級35人以下</li> <li>○ 運動場、職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料用設備等(運動場は幼稚園と同一敷地内・隣接)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児数:保育士数 0歳 3:1 1・2歳 6:1 3歳 20:1 4・5歳 30:1</li> <li>○ 保育室、遊戯室、屋外遊技場、調理室、便所(屋外遊技場は付近にある場合でも可)</li> </ul>

	幼児教育部会における意見	児童部会における意見	現行の幼稚園制度	現行の保育所制度
職員資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>幼稚園教諭免許・保育士資格の併有が原則</u> ・既存施設からの転換を考慮し、当分の間いずれかのみで可 ・保育士資格のない者の低年齢児担当や、幼稚園教諭免許のない者の3～5歳児学級担任については慎重な検討が必要</li> <li>○ 将来的には、教育・保育の双方に高い専門性を有する新たな資格について検討</li> <li>○ 職員の専門性の向上のため、日常的な園内研修等、研修の機会を確保</li> <li>○ 研修指導者、カウンセリングの専門家など外部の人材を積極的に活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格のみで可能とすべき。</u></li> <li>◇ <u>3歳未満は保育士資格を必須とすべき。</u></li> <li>◇ 親育ちなど新しい機能を付与するためには、研修を充実強化すべき。そうすれば、総合施設において、親子と予防的関わりができ、児童相談所と連携し、虐待予防の機能を果たすことも可能。(再掲)</li> <li>◇ 保育ソーシャルワークの観点から子育て支援ソーシャルワーカーなどといった専門の職種を位置づけることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園教諭専修 (院卒)</li> <li>○幼稚園教諭1種 (大卒)</li> <li>○幼稚園教諭2種 (短大卒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士(国家資格)</li> </ul>
設置主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安定性・継続性、質の確保の仕組みを整えた上で、設置主体・設置形態・管理運営の仕組みの弾力化を図る。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○国、地方公共団体、学校法人が設置 (運営委託不可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設置主体制限無</li> <li>○運営委託が可能</li> </ul>
財政措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の公立・私立幼稚園、保育所との保護者負担や公費負担に係る不均衡な状況の是正、都道府県と市町村の役割分担等も視野に入れつつ、今後、検討が必要。</li> <li>○ 育児休業の取得促進など、企業も含め社会全体で、子育てをサポートすることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 高齢者関連給付と児童家庭関連給付の不均衡を維持したままにするのか、改めるのかといった視点も必要。</li> <li>◇ 保育所、幼稚園、つどいの広場などすべて含めた上での財源の在り方を考えるべき。</li> <li>◇ 現在の就学前児童に係る負担は、税、医療保険、雇用保険など財源がばらばらなので整理することが必要。</li> <li>◇ 費用負担は原則が地方負担で、次世代育成支援という観点から国も負担するという整理が良い。</li> <li>◇ 企業も一定程度費用負担を行うべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営に要する経費 ・私立…私学助成 ・公立…交付税措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営に要する経費 ・民間分…国庫負担金 (H16 予算 2,700億円)</li> </ul>
利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の公立・私立幼稚園、保育所との保護者負担や公費負担に係る不均衡な状況の是正、都道府県と市町村の役割分担等も視野に入れつつ、今後、検討が必要。(再掲)</li> <li>○ 保育料については、地域内の均衡に配慮した上でそれぞれの設置者が決定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 幼稚園・保育所で利用者負担の在り方が異なるが、総合施設は、利用者負担のルールをある程度そろえるべき。</li> <li>◇ <u>総合施設の利用者負担は、現行の保育所と同様、応益負担を原則としつつ、それに応能的要素を加味するのが良い。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私立…各幼稚園ごと設定</li> <li>○公立…市町村ごと設定 (低所得者には就園奨励費を助成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村ごとに設定 (所得に応じた負担)</li> </ul>
施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の公立・私立幼稚園、保育所との保護者負担や公費負担に係る不均衡な状況の是正、都道府県と市町村の役割分担等も視野に入れつつ、今後、検討が必要。(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 総合施設では、施設整備費を社会福祉法人だけでなく、その他の主体にも補助すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国が施設の新增築等に要する経費の一部を補助 公立 1/3 私立 1/3 以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村立は、国が1/2を負担し、都道府県が1/4を負担</li> <li>○民立は1/2を国が補助し、1/4を都道府県が補助</li> </ul>

	幼児教育部会における意見	児童部会における意見	現行の幼稚園制度	現行の保育所制度
所管 (行政体制)	○ 原則、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる必要があるが、教育機能は重視されるべきであり、教育委員会の積極的役割を期待。		○都道府県知事 ・設置、認可(私立) ○都道府県教委 ・設置、認可(市町村立) ○市町村教委 ・入退園事務(市町村立)	○都道府県知事 ・設置の認可・取消(私立) ・立ち入り検査 ○市町村長 ・保育の実施、入所者の決定、保育料の徴収
県・市町村の 役割・権限	○ 原則、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる必要があるが、教育機能は重視されるべきであり、教育委員会の積極的役割を期待(再掲) ○ 保護者と施設との直接契約 ・真に保育が必要な低年齢児については、保育所との適切な役割分担のもと、市町村が入所の優先順を決定する等の留意が必要。(再掲)	◇ 費用負担は原則が地方負担で、次世代育成支援という観点から国も負担するという整理が良い。(再掲) ◇ 利用者が施設に対して意見が言えるようにするため、利用者と施設が向き合う直接契約が望ましい。ただし、市町村が要保育認定を行うなど一定の配慮が必要。(再掲)		
既存制度と の関係	○ 総合施設は、既存の幼稚園・保育所の機能を活用する等、多様な形態を認める。(再掲) ○ 既存の幼稚園・保育所等と総合施設の間に、適正な配置の調整が可能となる仕組みの検討も必要。	◇ 子育て支援機能は、幼稚園と保育所とともに付加するのか、総合施設のみに付加するのか検討すべき。		
その他	○ 「総合施設(仮称)」の名称については、その理念や機能を踏まえつつ幅広い議論が必要。 ○ 小学校との連携を重視(再掲)	◇ 総合施設と小学校の連携という視点も検討の際には必要。		